

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年11月22日

徳島県知事 殿

徳島県小松島市小松島町字新港36  
小松島商工会議所  
会 頭 佐賀 守

徳島県小松島市横須町1-1  
小松島市長 中山 俊雄

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：金川 正明

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

地域の概要・立地

本市は、昭和26年4月那賀郡立江町と合併、同年6月市制を施行、ここに港都小松島市が誕生した。その後、坂野町が昭和31年に合併し、現在の小松島市になる。

肥沃な平野と静かな海、そして澄んだ水や空気に恵まれた自然豊かな土地柄で、名水が湧き出る地としても知られている。

徳島県の東部、紀伊水道に面し、天然の良港に恵まれたことにより、古くから海陸交通の要となる港湾都市として、神戸、大阪方面への海上での往来も盛んで四国・徳島の東の玄関口として栄えてきた。



(位置) 東経134度35分4秒 北緯34度0分1秒

(市の面積) 45.37平方キロメートル

(人口) 34,797人(令和6年8月末日現在)

当商工会議所の概要

大正10年	小松島港が第二種重要港湾に指定されたのを機に、有志が集まり商工会を設立。
昭和21年11月1日	商工省に設立認可申請を行う。
昭和22年3月13日	商工大臣・石井光次郎名義で設立認可(商工省令22産第28号)
昭和28年	新商工会議所法が制定され特殊法人となる
昭和30年5月	貿易会館を建設、現在地に移転
昭和35年	商工会等の組織に関する法律が制定され相談所活動が活発になる
平成4年7月	総合コミュニティーセンター(トレピ・現会館)が完成した

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当商工会議所が立地する地域において、0.5m～3.0mの浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の全域で、0.5m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、田浦町、田野町、立江町、櫛淵町などの丘陵地は、地滑り、土砂災害が生じるエリアとなっているが、稲作等の農業が多く集積している。

(津波：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、丘陵地以外のほぼ全域が津波浸水地域となっており、南海トラフ巨大地震が発生した場合、浸水深が4m～5mとなる範囲もある。

(地震：政府地震調査研究推進本部)

当市は、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定され、陸上において津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じるとされている。また、南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されており、今後30年以内に震度6弱以上の地震が70%～80%の確率で発生するとされている。

(高潮：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、当商工会議所が立地する地域において、1m～2mの浸水が想定されているほか、市街地の商業地区のほぼ全域で、0.5m以上の浸水が想定されている。

(その他)

当市北部は2級河川勝浦川、南部には1級河川那賀川がそれぞれ西から東へ流れ、これらの河川により造られた平野部を取り囲むように、北には日峰山、西から南にかけて四国山地東端の丘陵地帯がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業の状況

- ・ 商工業者数 1,517人
- ・ 小規模事業者数 1,285人

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設	142	145	市内に広く分布している
製造	145	120	沿岸部に多い
電気・ガス・通信	11	7	市街地に多い
運輸	39	15	市内に広く分布している
卸売	75	371	市内に広く分布している
小売	342		市内に広く分布している
金融・不動産	99	88	市街地に多い
観光・サービス	664	539	市内に広く分布している

(商工業者数：令和3年度経済センサス、小規模事業者数：平成26年経済センサスより)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

(ハード面)

- ・ 公共施設耐震化工事
- ・ 公共施設の新築・改築時に避難施設として整備
- ・ 小松島ニュータウン地区津波避難施設「希望の丘」を整備
- ・ 防災行政無線の整備
- ・ 雨水ポンプ場・市道の整備時に災害軽減工事
- ・ 和田島北部地区津波避難施設の建設を開始

(ソフト面)

- ・ 地域防災計画の策定
- ・ 業務継続計画（BCP）の策定
- ・ 洪水・土砂災害、津波、高潮ハザードマップの作成
- ・ 津波避難計画の作成
- ・ 災害時初動マニュアルの作成
- ・ 避難所運営マニュアルの作成
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄

2) 当商工会議所の取組

- ・ 事業者BCP等に関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP等作成セミナーの開催
- ・ 損保会社と提携した損害保険への加入促進
- ・ 小松島市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 防災備品の備蓄

## II 課題

令和2年4月1日から事業継続力強化支援事業を実施。当所と当市の役割分担、体制を構築し、連携して事業を実施した。

課題として、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。

また、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・実施期間中における事業者BCP等策定支援事業者数の目標：54事業者  
(令和7年度：10事業者、令和8年度：11事業者、令和9年度：11事業者  
令和10年度11事業者、令和11年度：11事業者)
  - ・巡回、セミナー開催等により地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
  - ・発災時における連絡体制を円滑に行うために、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
  - ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。
  - ・また、域内において、感染症発生時（「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「域内感染者発生期」と細分化した4段階目）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- その他
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

#### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を構築し、連携して以下の事業を実施する。

##### < 1. 事前の対策 >

- ・当市の防災計画と、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保障等の損害保険、共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP等（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも、発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所は令和元年に事業継続計画を作成（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況の確認

5) BCPの実行訓練の実施

自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、小松島市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

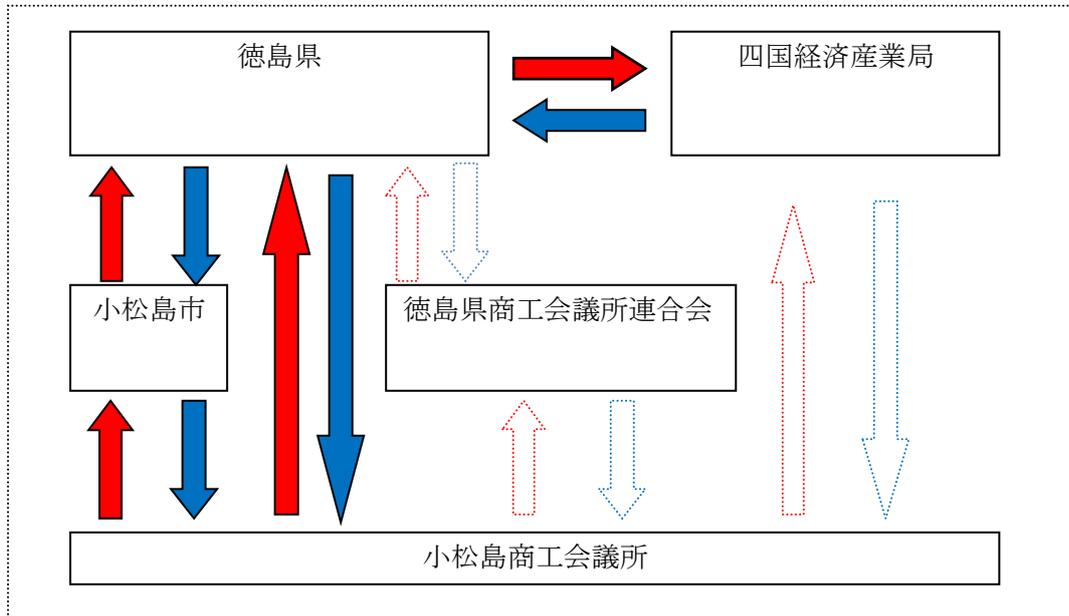
・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、徳島県の指定する方法にて当所又は当市より徳島県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は当市より県へ報告する

※連絡ルート



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国や徳島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を徳島県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和6年11月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<pre>graph TD; A[小松島商工会議所 専務理事] --- B[小松島商工会議所(本部) 法定経営指導員]; C[小松島市 危機管理部長] --- D[小松島市 危機管理政策課]; E[小松島市 産業振興部長] --- F[小松島市 商工観光課]; B --- 連携 連絡調整  D; D --- 確認 連携  F;</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 法定経営指導員 金川 正明	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上) ・他の職員のスキルや支援力を高めるため、指導、助言等の実施。	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 小松島商工会議所 〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字新港36 TEL: 0885-32-3533 / FAX 0885-32-3533 E-mail: komacci@e-awa.tv	
②関係市町村 小松島市危機管理部危機管理政策課 〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号 TEL: 0885-32-2227 / FAX 0885-32-3522 E-mail: bousai@city.komatsushima.i-tokushima.jp	
※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣	60	60	60	60	60
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等